

有床診療所の評価について

第1 現状と課題

- 1 病院と有床診療所に係る医療法に基づく諸基準の違いについては、有床診療所では、48時間の入院時間の制限（いわゆる「48時間規定」）があった。
- 2 しかしながら、平成18年の医療法改正により、平成19年1月1日より療養病床以外の病床に対する48時間規定がなくなり、これに伴い、入院患者の病状の急変に備えて当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制の確保に努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しなければならないこととなった。

第2 論点

- 1 医療法改正に伴い、特に入院患者の病状の急変に備えて診療所の医師が速やかに診療を行う体制の確保に努めることとされたことから、そのような体制の確保について評価を検討してはどうか。
- 2 医療法改正に伴い、48時間を超えて入院医療を行うに当たり、従前よりも手厚い入院医療が求められる場合もあることから、特に手厚い夜間の看護体制について評価を検討してはどうか。

図表 1 医療法第 13 条の改正について

改正前

第十三条 診療所の管理者は、診療上やむを得ない事情がある場合を除いては、同一の患者を四十八時間を超えて入院させることのないように努めなければならない。ただし、療養病床に入院している患者については、この限りでない。

改正後（平成 19 年 1 月 1 日施行）

第十三条 患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者は、入院患者の病状が急変した場合においても適切な治療を提供することができるよう、当該診療所の医師が速やかに診療を行う体制を確保するよう努めるとともに、他の病院又は診療所との緊密な連携を確保しておかなければならない。

図表 2 有床診療所における夜間看護体制について

夜間の看護師および准看護師配置人数

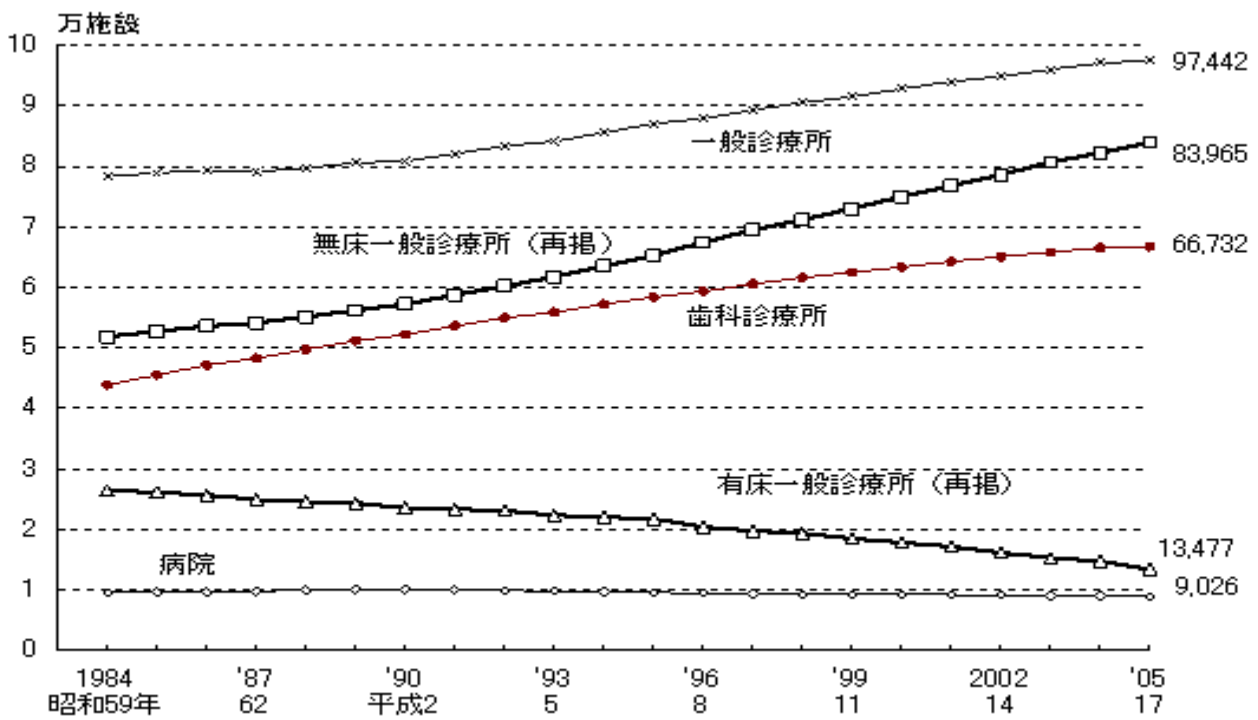
人数	施設数	%
0 人	67	6.4%
1 人	820	78.7%
2 人	125	12.0%
3 人	17	1.6%
4 人	4	0.4%
5 人以上	9	0.9%
合計	1042	100.0%

「有床診療所の現状と課題」平成 18 年日医総研

注) 看護師および准看護師数については、常勤換算とし、端数が出た場合は四捨五入している。

図表3 有床診療所の推移について

各年10月1日現在



厚生労働省 医療施設調査